

平成 29 年 4 月 11 日

各位

会社名 株式会社吉野家ホールディングス 代表者名 代表取締役社長 河村 泰貴 (コード番号 9861 東証一部) 問合せ先 常務取締役グループ企画室長 松尾 俊幸 T E L 03-5651-8771

「定款の一部変更」に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 60 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は現在、株券不発行会社となっておりますため、現行定款第19条(買収防衛策)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条(取締役の任期)について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
(買収防衛策)	(買収防衛策)
第19条	第19条
当会社は、株主総会の決議により、当会社の	当会社は、株主総会の決議により、当会社の
株券等の大規模買付行為に関する対応策の導	株式等の大規模買付行為に関する対応策の導
入、変更および廃止につき、定めることができ	入、変更および廃止につき、定めることができ
る。	る。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 22 条	第 22 条
取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する	取締役の任期は、選任後 1_年以内に終了する
事業年度のうち最終のものに関する定時株主総	事業年度のうち最終のものに関する定時株主総
会終結の時までとする。	会終結の時までとする。



現行定款	変更案
(新設)	所則 第 22 条の規定にかかわらず、平成 28 年 5 月 19 日開催の第 59 期定時株主総会において選任 された取締役の任期は、平成 30 年開催の第 61 期定時株主総会終結の時までとする。 なお、本附則は、当該期間経過後、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会日 平成29年5月25日(木)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 5 月 25 日 (木)

以上